

## 四万十川流域治水協議会 規約（改正案）

## （設置）

第1条 「四万十川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、四万十川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 本会議を進めていくにあたり、その他の四万十川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

## （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別途定める者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 四万十川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

(4) その他、流域治水に関して必要な事項。

## （会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

## （協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表し

ないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、四国地方整備局中村河川国道事務所計画課及び高知県土木部河川課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年8月19日から施行する。  
本規約は、令和3年3月5日から施行する。  
本規約は、令和4年3月17日から施行する。  
本規約は、令和5年3月27日から施行する。  
本規約は、令和6年3月26日から施行する。

## 四万十川流域治水協議会 構成員（改正案） ※構成員を役職までの記載に変更

機関	構成員
宿毛市	市長
四万十市	市長
中土佐町	町長
梶原町	町長
津野町	町長
四万十町	町長
三原村	村長
高知県	危機管理部長
高知県	土木部長
高知県	農業振興部長
高知県	林業振興・環境部長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	高知水源林整備事務所長
農林水産省	四国土地改良調査管理事務所長
林野庁	四万十森林管理署長
気象庁	高知地方气象台長
国土交通省	中村河川国道事務所長
国土交通省	渡川ダム統合管理事務所長
（オブザーバー）	
国土交通省	流域治水推進室

※必要に応じてオブザーバーは追加する。

四万十川流域治水協議会幹事会 構成員

機関	構成員
宿毛市	土木課
四万十市	まちづくり課
中土佐町	建設課
梶原町	総務課
津野町	建設課
四万十町	建設課
三原村	総務課
高知県	河川課
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター	高知水源林整備事務所
農林水産省	四国土地改良調査管理事務所
林野庁	四万十森林管理署
気象庁	高知地方気象台
国土交通省 中村河川国道事務所	計画課
国土交通省 渡川ダム統合管理事務所	管理課
四万十市自主防災会連合会	
四万十つるの里づくりの会	